

### 3 遺産分割前の 預貯金債権の払戻し

弁護士 増田 朋記

#### Q3-1 遺産分割前の預貯金債権の仮分割の仮処分

父が突然に亡くなりました。本人が亡くなると遺産分割が完了するまで預貯金の払い戻しが受けられないと聞きましたが、そうだとすると、葬儀費用の支払いもある上に、これまで家族の生活費は父の預貯金から支払っていたので困ります。こういう場合に必要な分だけでも先に払い戻してもらうことはできないのでしょうか。

#### A3-1

遺産の分割の審判または調停の申立てがあった場合であれば、家庭裁判所に預貯金債権の仮分割を求めることができます。旧法では、事件の関係人の急迫の危険の防止の必要があることが要件とされていましたが、今回の相続法改正によりその要件が緩和され、それ以外に、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により預貯金債権を払い戻す必要があると認められるときにも、仮分割の仮処分を受けることができることとなりました。

#### 解説

預貯金債権が共同相続された場合には、当然には分割されず、遺産分割の対象となる（最高裁平成28年12月19日決定）。このため、遺産分割前は、預貯金債権は共同相続人の準共有となり、その全員が共同して行使しなければならない。したがって、共同相続人の全員の同意を得ることができない場合には、払戻しを受けることができないこととなる。しかし、それでは、被相続人が生前に負担していた債務の弁済を被相続人の預金から支出することが困難となり、また、生計について被相続人の支援を受けていた相続人が被相続人の死亡後も生活費を被相続人の預金から支出したいというような場合にも不都合が生じることとなる。

このような場合については、今回の相続法改正前も、家庭裁判所による審判前の保全処分を申し立てることが可能であった。すなわち、家庭裁判所は、遺産の分割の審判または調停の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、または事件の関係人の急迫の

危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者または相手方の申立てにより、遺産の分割の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができることとされている（家事事件手続法第200条第2項）。しかし、この場合には、「急迫の危険を防止するため必要があるとき」と、その文言上、厳格な要件が課せられるため、今回の相続法改正によって、預貯金債権の仮分割についてのみ、上記の要件を緩和する規定が新たに設けられた。すなわち、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を相続人が行使する必要があると認めるときには、預貯金債権の仮分割を命ずることができることとされたのである（家事事件手続法第200条第3項）。

#### Q3-2 家庭裁判所の判断を経ない預貯金の払戻し

仮分割の仮処分を申し立てて裁判所の判断を受けるとするのは、素人には大変そうなのですが、そこまでしないと預貯金の払戻しは一切受けられないのでしょうか。

#### A3-2

今回の相続法改正により、各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、口座ごとに一定の計算式で求められる額までについては、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができることとされました（ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、法務省令で定める額（150万円）が限度とされます）。ここでいう一定の計算式とは、（相続開始時の預貯金債権の額）×（3分の1）×（当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分）というものです。

#### 解説

家事事件手続法第200条第3項は、同条第2項に定められた要件を緩和し、預貯金債権について仮分割の仮処分を認めるが、相続開始後に被相続人の葬儀代や相続人の生活費等の支出のために資金が必要となった場合に、裁判所に保全処分の申立てをしなければ単独での払戻しが一切認められないとすれば、遺産の分割の審判または調停の申立てが前提となるため、相続人にとっての負担は大きく、実効性に欠ける。そこで、今回の相続法改正により、預貯金債権のうち一定割合については相続人単独での権利行使ができることとされた。すなわち、各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に、当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生

計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者(=金融機関)ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができることとされたのである。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされる(新法909条の2)。

なお、上記の上限額については、「民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を定める省令」により、世帯人員が1名の標準生計費は1か月当たり12万円弱となっていることや、平均的な葬式費用の額については、150万円前後とされていること等を理由として、金融機関毎に150万円と定められている。